

21世紀を地方自治の時代に

住民と自治

通巻682号 2020. 2 付録

東海版 NO.420号 2020. 1. 10

東海自治体問題研究所

発行 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL03-3235-5941 (代)・FAX03-3235-5933
発行人 長平 弘 編集人 斉藤 太

〒462-0845 名古屋市北区柳原3-7-8
TEL・FAX 052-916-2540
<http://www.tokaijichiken.web.fc2.com/>
E-mail:tjmken@f6.dion.ne.jp

理事長 市橋 克哉 (名古屋大学教授)
編集責任 長谷川洋二 (事務局長)



白鳥庭園、雪吊りの青空映え！

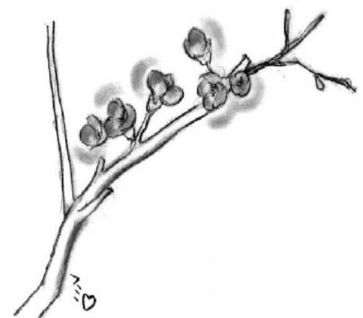
名古屋市熱田区白鳥庭園、3年前、雪吊りの青空映えです。冬本番、新年に雪は降るか？地球の気温上昇は、人間を含む生物に深刻な影響を与えています。氷河は融け続け、世界で豪雨による洪水の頻発、海面の上昇で小さな島の水没、日本でも台風の豪雨被害は、過去最高を記録しました。地球の気温上昇は、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素（CO2）濃度が2017～18年度と史上最高を更新し続けているのが原因です。気温上昇が空気中の水分を増やし、降雪量が増えるとの話もある。日本は、スペインで開かれたCOP25で「化石賞」を2回も受賞し、小泉環境相は、温暖化対策に後ろ向きと世界の笑いものになりました。さて、今冬は、雪は降るか。

撮影 太田武宏 (写真クラブ アクト会員)

2月号の内容

新年のごあいさつ.....	2P
WTO体制下のFTAと農業問題の諸相(長澤真史)	3P
研究会報告.....	18P
東海ローカルネットワーク.....	20P
事務局活動だより.....	22P
行事案内.....	24P

明けまして
おめでとう
ございます



新年のごあいさつ

会員みなさん、2020年もよろしくお願いいたします。

安倍政権は「自治体戦略2040構想」「公共サービスの産業化」を進め、憲法で保障された地方自治を否定する動きをしています。東海地域でも、民間委託化、病院の統廃合、貧困など、直接、住民生活に大きな影響を与える動きがあります。こうした状況の中で、住民の生命と暮らしを守るため、地域で調査し、地域で研究し、地域で政策提言をすることがますます重要になってきます。

東海自治体問題研究所では、会員みなさんを中心にした「都市再生研究会」「地域経済の将来を考える研究会」「地域づくり研究会」「地方自治研究会」などで調査・研究活動を行い、成果をまとめ、出版なども行ってきています。また、愛知県の東三河地方を中心にした「東三河くらしと自治研究所」、岐阜県高山市には「高山市まちづくり研究会」が、地域の課題を中心にした調査・研究活動を進め、会報も発行してきています。

今年も、会員みなさんとともに、地域から調査・研究活動を進めていきます。2023年には、研究所は創立50周年をむかえます。研究所の活動に、ご参加、ご協力をよろしくお願いします。

WTO体制下のFTAと農業問題の諸相

長澤 真史（東京農業大学名誉教授）

1. はじめに

戦後日本資本主義は、工業部門主導の経済成長路線のもとで、農産物輸入自由化をひたすら進めてきたが、特に1980年代半ば以降、農業を直撃した自由化攻勢は本格化する。グローバル化時代における「新自由主義的政策」の台頭を背景としているが、欺瞞的な「開国」という言辭を弄して、農民のみならず多くの国民に不安と先行き不透明感を強いながら、この国は「総自由化路線」を突っ走ってきた。TPPから最近の日米貿易交渉にいたって、国会における政府答弁は虚偽、詭弁、ねつ造を繰り返してきた。森友・加計問題から最近の「桜を見る会」など、国民からみて耳を疑いたくなるような対応に終始し、非常に短時間の国会の議論で賛成多数で次から次への採択を強行していく。この秋の臨時国会においても日米貿易協定の議論もしかり、政治の劣化と民主主義の危機を大きく露呈したが、それに抗う対抗軸の在処を見定め、まっとうな社会形成に向けた社会運動とその理論的バックボーンを構築する作業は急務であろう。

そうしたことを意識しながら、ここでは「農産物の総自由化路線」に至る経過をたどりつつ、最近の日米貿易協定の検討を通じて、一連の動きを深部で規定している政治的経済的構造とその変化に迫ってみたい。具体的にはGATTのウルグアイ・ラウンドからWTO体制の成立、そのもとでなげえ二国間ないし複数国間のFTAの締結が急浮上してきたか、TPPそのものがアジアの覇権をめぐるアメリカの戦略のもとで如何なる推移をたどってきてい

るか、そして日米貿易協定をめぐって日米関係の帰趨を検討する。田代洋一氏は「TPP批判の政治経済学」を論じ、「TPPの政治学は日米安保体制、経済学は輸出依存の農業なき通商国家化」（農文協『TPP反対の大義』2010年）と規定されているが、自由化（関税削減ないし撤廃）や貿易は国家間ないしグループ化した国家群との交渉となり、単に経済的要因だけで律することはできず、政治的軍事的側面が国際関係を規定していることも近年の大きな特徴でもあろう。もとより、ここでは貿易自由化と農業問題について、政治経済的アプローチの前段的作業にすぎず、さらに「対抗軸」の議論も多少の見通しに触れるにとどまることをご了承願いたい。

2. WTO体制の成立とメガFTA時代への突入

1995年にWTO(世界貿易機関)は設立された。1986年に始まるGATT(関税と貿易の一般協定)のウルグアイ・ラウンドの交渉の妥結により、物品以外にもサービスや投資の貿易ルールを扱う国際機関として設立が決められた。2019年1月現在、164の国と地域が加盟し、合意方式は一つの国が反対すれば決定は出来ない「コンセンサス方式」をとっている。

そもそもGATTは、1929年の世界恐慌を契機に疲弊する国内産業の保護を期して対外的に高関税を課したが、これに対抗して日本、ドイツ、イギリスなどが独自の経済圏を形成し、経済のブロックが進展していく。各国の保護貿易主義の台頭による諸国の対立の激化が、その後の悲惨な第二次世界大戦を引き起こし

ていった。GATTは1947年、こうした戦争へと突き進んでいった苦い経験と反省のもとに創設された。ただし、アメリカなどが構想した国際貿易機関の設立の動きもあったが未発効に終わり、「GATTの暫定適用に関する議定書」として採択され、これを批准する国々で構成され、事務局をもって、次のような交渉を行っている。二国間ではなく多数の国で行われるので「ラウンド」と称するが、23か国で開催された1947年の第1回交渉から8回目となる1989年に開始されるウルグアイ・ラウンド（南米のウルグアイで開催されその国名を冠しており、因みに1964年に開始され62か国で開催されたラウンドは、アメリカの当時の大統領名を冠してケネディ・ラウンド、1973年は東京で開催されたので東京・ラウンドと称している）。これまでは主として工業製品の関税引き下げが議題となっていたが、1986年に始まるウルグアイ・ラウンドで農産品も対象となった。農業はそれぞれの国の気候などの自然条件や歴史的社会的条件によって多様性をもっており、工業製品のようにシンプルな貿易ルールを適用することは困難であったが、これまでのラウンドとは異なり、このウルグアイ・ラウンドでは農業も「聖域化」することなくやり玉にあげられた。アメリカ（レーガン）、イギリス（サッチャー）、日本（中曽根）など先進諸国の国家財政の危機が深刻化し、価格支持政策などの撤廃、規制緩和、民間活力論等の「新自由主義的経済政策」に転換したことが背景にあった（それまでの「大きな政府」と言われたケインズ主義的経済政策から「小さな政府」への転換）。そして先述したように批准をした国々が協定だけで結ばれ、事務局しかない不安定なGATTを国連の正式な国際機関としたWTOの設立を決めたのである。

WTOは、①世界共通の貿易ルールづくりのための交渉（交渉機能）、②各加盟国による施策の協定への整合性のモニタリング（監視機能）、③貿易紛争の解決（紛争解決）の三つの役割を有している。農業に関する協定に

ついては、①市場アクセスの改善（すべて関税化し、その関税率を引き下げること）、②国内支持の削減（生産とリンクした価格支持、貿易を歪曲する補助金の削減・抑制）、③輸出補助金の削減からなり、特に2番目の「国内支持の削減」により、国内の価格支持政策が大きく後退していく。1947年のいわば戦時立法とも言える「食糧管理法」は戦後もわが国農業の太宗である稲作について、再生産保障により国民への安定的かつ安価な米の供給を期して重要な役割を果たしてきた、しかし、この食糧法は廃止され、それに代わる「食糧法」では、徹底した市場メカニズムの導入が図られ、米以外の多くの農産物の価格支持政策が廃止されている。しかし、あくまでも「削減」であるにもかかわらず、わが政府はほぼ「撤廃」に近い措置をとってきた。欧米諸国が依然としてWTO違反とも言われる価格支持政策を残していることとは対照的に、農業協定の履行に関しては「優等生」とも言える対応に終始してきたが、そのことがわが国農業の経済的基盤を掘り崩し、農家の経営危機をもたらしていったのである。農村の高齢化、後継者不在農家の増大、耕作放棄地の増加などの深刻な問題を抱え、食料自給率もカロリーベースで過去最低の37%にまで落ち込み、農業の危機=後退局面に至っているのは、こうした自由化攻勢と価格支持政策を大きく後退させてきた農政基調の変化も見逃すことはできないであろう。

なお、GATTの条文を引き継いだWTO協定にはいくつかの重要な原則がある。まず、数量制限の一般的禁止の原則（GATT第11条）であり、「加盟国は関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設、又は維持してはならない」、そして第2に最恵国待遇（GATT第1条）であり、ある国に有利な待遇を与えた場合（例えば関税引き下げ）、他の国にも与えなければならない原則（現在ではWTO加盟国すべてに）である。そして内国民待遇（GATT第3条）であり、外国の製品にも国産品と同様の待遇を与える原則で、輸入品のみ高い

税金を課すなど不利な措置を禁止している。

のちに二国間あるいは複国間で締結されるFTA(自由貿易協定)が認められるには、最恵国待遇の例外規定に則り、貿易自由化を促進し、WTOを補完する地域統合については、「最恵国待遇」の例外として認めている(このほかに途上国対象の一般特惠、生命・健康保護のための必要な措置についての例外、安全保障例外など)。その際、FTAがGATT上許容されるには、「関税その他の制限的通商規制が…実質上すべての貿易について廃止」されていなければならない。「この実質上すべて」についてはおおよそ90%以上とされる。最近の日米貿易協定はこれをクリアしておらず、WTO違反であると指摘されているが、この点はのちほど取り上げる。

WTO農業交渉は2001年、「ドーハ・ラウンド」として開始されるが、2008年に交渉は決裂して、その後は膠着状態にある。決裂に至った要因は「先進国と開発途上国の対立」にあり、関税引き下げ交渉で恩恵を受けている農産物輸出大国でもある先進国と当時BRICSと言われた国々(ブラジル、ロシア、インド、中国)が台頭する中でアメリカと激しく対立し、交渉の妥結が容易ならざる事態に陥った。こうした中で注目すべきは、2000年、交渉開始にあたり、わが政府は「WTO農業交渉日本提案」なるものを発する。そこでは行き過ぎた貿易至上主義に対して、農業の多面的機能や食料安全保障等の「非貿易的関心事項」への配慮による「多様な農業の共存」を主張し、WTOでの実際の取り扱いとは別に当時、わが政府の交渉理念としてそれなりの評価が与えられるであろう。その後、TPPにのめり込むに至っては、そうした「配慮」を一切葬ってしまうのである。

このように決裂し、膠着状態を続けるWTOを尻目に、アメリカなどが自由貿易を旗印に進めていったのがFTAである。アメリカはNAFTA(北米自由貿易協定)、日韓FTAなど個別にしかも強引にFTAに突き進んで行き、アメリカだけではなく、アジア、ヨーロッパなど

も巻き込んだFTA(ないしEPA)が網の目のように張りめぐされたメガFTA時代に突入していく。

3. アジアの覇権をめぐるTPPとアメリカの戦略

TPP(アジア太平洋経済連携協定)とは、2006年に発効したシンガポール、ニュージーランド、ブルネイからなるFTA=P4協定(環太平洋戦略的経済連携協定)から始まる。この協定はAPEC(アジア太平洋経済協力会議)参加メンバーに開放され、P4協定では、物品貿易について、「原則として全品目について即時または段階的関税撤廃」としている。もう少し正確に言えば、そもそも2001年、シンガポールとニュージーランドとの協定締結(経済緊密化協定、太平洋をまたぐので協定をTPPと称し、中身は通常のFTAであるが)、これにチリとブルネイが加わった4か国は農産物や鉱物資源の輸出国、金融国家などで人口もあわせて2,600万人程度の小国の集まりであった。当時、アジアで勢力拡大を行ってきた中国に対抗する通商国家構想であり、小国がお互いモノを関税ゼロで融通しあうFTAとも言える。

また、APECでは、1994年、ボゴール(インドネシア)で開催された首脳会議において、「APEC経済首脳の共通の宣言(ボゴール宣言)」が採択され、「先進エコノミーは2010年までに、途上エコノミーは2020年までに自由で開かれた貿易及び投資という目標を達成する」という「ボゴール目標」を掲げた。2010年11月の横浜での第18回APEC首脳会議では、「横浜ビジョン〜ボゴール、そしてボゴールを超えて」が採択され、特に地域経済統合では、2010年のボゴール目標達成評価対象国・地域はFTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)について、ASEAN+3、ASEAN+6、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)などの地域的な取り組みを基礎にさらに発展させていくことにより、包括的な自由貿易協定として追求し、その実現に向けて具体的な措置をとることが合

意された。P4協定は、こうしたアジア・太平洋を基盤にしたAPECの加盟国に対して門戸を開いていた。

そして2008年、この協定がAPECの加盟国と重なることに注目し、成長するアジアのマーケットの拡大を狙っていたアメリカのブッシュ大統領が加盟を表明し、次いでオーストラリア、ベトナム、ペルーが参加し、アメリカの参加とともに金融サービスの自由化と外国人投資保護が付加されている。続くオバマ大統領も雇用創出対策として輸出倍増（5年間）を掲げ、相手国の輸入障壁を撤廃できるTPPに高い関心を示していた。アメリカにとってのTPPの意義は、日本の高い農業関税を下げることができ、しかもアメリカの制度を環太平洋に普及・拡大させることがいっそう大きいからである。

ここに至ってアメリカのアジアにおける米中対立時代の中国封じ込め戦略、中国の台頭をけん制し、あわせてアメリカの言いなりの日本外交＝対米従属国家の深化という様相が鮮明になってくる。

最近の経済成長著しい中国は、国民間での格差拡大の矛盾をそらすためナショナリズムの色彩を強め、さらに軍事費を増強して政治的にコントロールが困難な事態に直面しており、領土問題に象徴されるように矛盾を国外に仕向けていく。東シナ海、南シナ海での対立が激化し、ベトナムとの摩擦、日本との尖閣列島など、小国が対中国との関係でアメリカに傾斜を強め、TPP参加が促進されている。もちろん、アメリカの東シナ海の経済的権益への参入もあり2005年、中国のASEANプラス3の自由貿易圏とアメリカのFTAAP（「親米経済圏」）の対立もあって、TPPはアメリカの中国封じ込め戦略の経済版という性格を有している。経済面でのアメリカの真の狙いは、アメリカ流の資本主義（新自由主義、市場原理市場主義）を世界中に押しつけ、各国の経済主権、規制の緩和・撤廃を行い、経済不況下で苦しむアメリカの多国籍企業を浮上させ、さらにあわせて中国も巻き込もうとするもの

であった。

従って、アメリカの最大の狙いは、非関税障壁、国家の規制の撤廃であり、加えて中国のAIIB（アジアインフラ投資銀行）等の動きを含めてアジアにおける「新たな覇権」をめぐる対立が深まっていく。現在の「米中貿易→経済対立」の前哨戦とも言えよう。結局のところ、アメリカの対日、対アジア戦略と関連した通商政策の在りように規定されている。世界においてアメリカが圧倒的地位にあった1960年代半ばまでは、GATTの原則である関税引き下げ、輸入の数量制限禁止、最恵国待遇などの貿易自由化措置を世界に広める。ところが、1960年代後半に民生品の国際競争力が低下し、国内経済の低迷とともにアメリカ国内での自由貿易体制に対する不満が出てきて、1969年日欧の対米鉄鋼自主規制、1971年の日米繊維協定を締結する。1971年にはアメリカの貿易収支の赤字転落（日本の黒字転換）、アメリカ議会は貿易収支の黒字国は市場閉鎖国＝不公正貿易国としてきた。1974年の通商法（301条）において、外国府に通商協定違反行為、国際義務違反行為、アメリカの製品やサービスに対する内国民待遇や最恵国待遇を拒否する措置、知的財産権保護の拒否などの不公平行為がある場合、アメリカ政府は報復措置をとりうる権限と手続きを決めた。

1985年「プラザ合意（先進国間の為替調整、日本には内需拡大）」後、当時のレーガン大統領はアメリカ系企業の外国市場での権利を守るとし、USTR（アメリカ通商代表部）に日本、ブラジル、韓国の通商法301条調査を指示し、さらにはGATTの規約では除外されていた農業、サービス、外国直接投資、知的所有権の分野を含むGATTの新ラウンド（ウルグアイ・ラウンド）に入ることを明言する。

1988年には包括的通商競争力法を公布し、①アメリカの製品、サービス、直接投資に対する外国の障壁または通商歪曲行為を特定し、②それがアメリカ企業に与える影響を報告することを義務付け、悪質と指定された場合、相手国が3年以内に慣行の撤廃に応じなければ

ば報復措置を発効（スーパー301条）してきた。同法は1989年日本、ブラジル、インドを対象国と特定していたが、その後日本は対象除外となり、議会の反発を受けて、「日米構造協議」に舞台を移していく。

1989年より、アメリカと日本の間で、日本の経常収支の黒字を縮小させる方策を検討し、「最終報告書」では、日本の高い貯蓄率と地価、複雑な流通制度、系列取引などを問題視し、改善方策として、公共土木工事の拡大による内需拡大（1991年度から10年間の600兆円に及ぶ公共土木事業は財政赤字を加速化させた）、市街化区域農地の宅地並み課税、系列を取り締まる独占禁止法の運用強化など、日本の予算や制度に対する指示がなされた（＝内政干渉）。

1993年宮沢・クリントン会談合意「日米包括経済協議」では、知的所有権分野、政府調達（日本の公共事業に外国系企業を参入）、保険分野（入院保険などの分野で外国系企業がシェアを拡大するまで日本の企業は参入を控える）、金融サービス分野、投資・企業間関係分野、自動車・同部品、携帯電話などの分野でアメリカの要求を認めた。

年次改革要望書でも対日要求はさらにエスカレートしていく。年次改革要望書（「日本における規制緩和・行政改革及び競争政策に関する日本政府に対する要望書」）が毎年出され、1997年独占禁止法改正・持株会社の解禁、1998年大規模小売店舗法廃止、大規模小売店舗立地法成立（2000年施行）、建築基準法改正、1999年労働者派遣法改正、人材派遣の自由化、2002年健康保険法における本人3割負担導入、2003年郵政事業庁廃止、日本郵政公社設立、2004年法科大学院の設置と司法試験制度変更、労働者派遣法改正（製造業への派遣の解禁）、2005年日本道路公団解散、分割民営化、新会社法成立などが含まれる。民主党政権では、2009、2010年に「要望書」は出なくなったが、2011年に「日米経済調和对話」と名前を変えて、情報通信技術、知的財産権、郵政、保険、透明性、運輸・流通、

エネルギー、農業関連分野、競争政策、医薬品・医療機器などの分野で要望が復活した。

1980年代後半から2000年代の日米通商交渉の内容をやや詳しくみてきたが、まさに「内政干渉（＝）主権国家の放棄」の具体的な現われであり、国民の利益を丸ごとアメリカに明け渡す「属国化」と言わざるを得ない状況をリアルに示している。

4. 日本のTPP参加と対米関係

1990年代の「冷戦体制の崩壊」以降、アメリカはNAFTA（1994年、北米自由貿易協定）の締結、それに中南米を含めたFTAA（米州自由貿易圏）構想を打ち出すが、南米の反米左派政権の誕生等で頓挫する。WTOのドーハ・ラウンドでも競争、投資、政府調達等を持ち込むが途上国の反発でこれまた頓挫する。次は中国など成長するアジアの取り込みにシフトし、アジア諸国とFTA交渉を始めるが、韓国のみ締結（米韓FTA 2006年2月交渉開始→2007年4月締結、その後追加交渉を経て2010年12月署名）して、他国とは至らず、さらにAPEC全体のFTAAP構想も頓挫してしまい、そこで目をつけたのが2006年発効した「P4協定」である。2009年11月、アメリカのオバマ大統領がTPPへの関与を表明したことにより、TPPは「小国のFTA」から「帝国のFTA」に変質をとげ、これを契機にわが国もTPPへと深く引き込まれていくことになった。

因みにわが国は2000年頃までは、自由貿易協定には消極的であり、1990年代前半のEU統合、NAFTAなどは「地域主義的な動き」として批判・牽制していたが、2000年以降EUが中東欧諸国、メキシコなどとFTAを結び、さらにWTOに加盟した中国もASEANとのFTA構想を打ち出すなどを背景に方針転換を余儀なくされた。2004年12月、経済連携促進閣僚会議は「今後の経済連携の推進に関する基本方針」を出し、そこではEPA（経済連携協定）について「東アジア共同体の構築を促進する等」、「東アジアを中心とした経済連携を推進するという我が国の方針」など、もっぱら東アジ

アにおける経済連携を全面に出している。具体的には「東アジアにおけるコミュニティ形成及び安定と繁栄に向けた取組みに資するかどうか」を相手国の決定の基準として真っ先に掲げている。次いで2010年11月に閣議決定された「包括的連携協定に関する基本方針」でも、「市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済関係を深化させ」、「日中韓FTA、東アジア自由貿易圏構想（FTATA）、東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）」などを・・・可及的速やかに実現する」としている。

このように当初は東アジアを拠点とするFTA・EPAを想定し、その際アジアの締結国に対する農業などへの技術協力とともに、わが国の重要品目である米などは「センシティブ品目について配慮」するとしている。つまり東アジア諸国の農業協力の代わりに米などの関税撤廃は逃れるというものであった。2019年6月現在、アジアを中心に欧米諸国など21か国・地域と18のEPA(経済連携協定)が発効済ないし署名済である。

その後、わが国では2010年10月、当時の民主党政権の菅首相が国会での所信表明演説において「TPPに参加する」といった唐突な発言でTPPが世に知れることとなった。民主党が政権の座に着いた当時の鳩山首相は「東アジア共同体」を主張し、日米の安保体制をいわずに相対化していこうとし、沖縄の普天間基地を県外ないしは国外移転の言明もその現れであろう。

しかし、アジアへのシフトについてはアメリカ側の逆鱗に触れ、結局日米財界を基軸として、アメリカの財界がアメリカの通商代表部に働きかけTPP参加を決め、日本の財界もアメリカの通商戦略にのったほうが得策として、日本政府に働きかけた。こうした財界とアメリカのオバマ政権の要求に従って、民主党政権は大きな政策的転換を迫られた。

菅首相のもとで、2010年8月、第2回新成長戦略実現会議にて「米国、韓国、中国、ASEAN、豪州、ロシア等のアジア太平洋諸国と成

長と反映を共有するための環境の整備にあたっては、EPA・FTAが重要である。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を視野に入れ、我が国の経済連携の基本方針を決定する」としたのである。翌月AP ECにおける菅首相挨拶では、「日本は今また、国を開きます。…日本の繁栄は世界、特に発展著しいアジア太平洋地域と共に成長の道を歩む、ということ抜きに考えられません。…日本政府は、我が国に特に大きな利益をもたらすEPAや広域経済連携について、高いレベルの経済連携を目指していきます。また、TPPについては、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始します」。そして同じ時期の日米首脳会議にて菅首相は、「国を開くという決意の下、高いレベルの経済連携を進めつつ、農業や規制改革などの抜本的国内改革を推進したい」と発言している。

しかし、「3.11東日本大震災」発生によって、当初は「先送りは必至」とみられていた。だがしかし水面下では着々と進められ、菅首相から代わった野田総理の所信表明演説では、「TPPへの交渉参加についてしっかり議論し、できるだけ早期に結論を出します」、ホノルルAPEC首脳会合では、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることにいたしました」、そして12月の「日米首脳会議」では「TPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入る」という発言にまで行き着いた。2012年にはベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、アメリカなどと協議に入り、さらにカナダ、メキシコも新規参加をしている。同年12月総選挙で民主党が敗れ、その選挙時には「TPP断固反対」を掲げた自民党の安倍政権が誕生するが、「日米共同声明」（ワシントン）では「聖域なき関税撤廃は前提ではない」と談話を出し、自民党TPP対策委員会は、「TPP対策に関する決議～農産物5品目など聖域は守る」としていた。

そして2011年3月15日、安倍総理記者会見の場で、「交渉に参加する決断をし、交渉参

加国に通知する」と打ち出したが、参加に至る諸条件については、その後4月12日の「日米事前協議」ですでに決まっていたのである。つまり、日本が交渉参加するための条件（「前払い」「頭金」「入場料」「手付金」等とも呼ばれる）は以下の通りである。

- ①牛肉の輸入規制緩和（20か月齢から30か月齢）
- ②自動車：PHP（輸入自動車特別取扱制度）2013年は1型式当たり2千台から5千台
- ③郵政（保険）は、国内で新商品の発売禁止（数年間）
- ④自動車関税は、実質的に10年超の関税維持を認めたが、本来は交渉で決めること（最後の交渉カードのはずであったが）
- ⑤農産物について、センシティブティの言葉があるが何も決まっていない（アメリカは、聖域化は無視、約束もしていない）
- ⑥非関税障壁を取っ払う（保険（郵政・共済）、透明性、投資、知的財産権、政府調達、競争政策、急送便（郵政）、SPS（食品添加物、農薬、ゼラチンなど、さらにこれ以外も追加できる）

最終的には12か国の加盟国だが、日米のGDP合計が全体の9割を占めていることから事実上の「日米FTA」と言われ、日本も輸出を伸ばしたい、アメリカも日本に輸出を伸ばしたい、こうなれば「日米貿易戦争」となる。しかし、貿易や経済のルールはアメリカ流であれば、負けることは必死であろう。アジアの成長を取り込むことは、まったくの「幻想」であり、中国も韓国も参加しないTPPでどのようにアジアの成長を取り込めるのか。財界の言い分で、「中国や韓国より先にTPPに入れば、ルール・メイキングが可能」としているが、有利なルール作りどころか、日本が交渉に参加した時には大半のルールが決められている。しかもルール・メイキングはアメリカ主導であり、そもそもわが国にルール・メイキングのための交渉力はあるとは思えない。

加えて重要なことは、交渉自体が徹底した秘密主義で国民への情報公開は全くなされな

いことである。2011年11月29日、ニュージーランド外務貿易省マーク・シンクレアTPP首席交渉官は「交渉文書、政府の提案、添付資料、交渉の内容に関連した電子メール、交渉場面で交換されるその他の情報を（協定の発効後）4年間秘密にすること」を合意したと公式サイトで明らかにした（他方で、「最終TPP文書は批准前の議会審査の時点で公的に利用される」ともある）。難航しているWTOの多国間交渉の情報漏れに対する反省があるようだ。

日米協議において、例えば自動車では日本車の輸出に関する関税は、①現行関税2.5%の自動車は、15年目から引き下げ、20年目で半減、25年目で撤廃、②現行関税25%のトラックは、29年間維持し、30年目で撤廃、③現行関税2.0%のバスは、10年目で撤廃とする。ただし、日本に協定違反があった場合、アメリカ側は関税引き下げまでの期間を先延ばし、あるいは引き下げた関税率を再び上げるペナルティを課すことができる。

さらに日米並行協議では驚くべき譲歩を行っており、日本農業への影響が計り知れない「非関税障壁」の撤廃こそがそもそもの狙いである。医療保険分野では皆保険を潰して「混合医療」へ、自由診療の高額医療費に対して外資系保険会社が大量流入（アメリカ→AIG、アメリカンファミリー、ジブラルタ、メットライフ、フランス→アクサ、アクサダイレクト、クレディ・アグリコル、カーディフ、他にオランダ、ドイツ、スイス、イギリス、カナダ等もあり、とりわけアメリカの保険業界はアメリカ産業のなかでも重要な位置を占める。医療分野では、従来特許対象とならなかった診断方法・治療方法も対象となり、人間を①手術、②治療、③診断する方法の発明は「産業上の利用可能性」がないとして特許を受けることが出来ず（但し、医療機器、医薬品それ自体、医療材料の製造・処理方法、医療機器の作動方法は特許化可能）、医療の発展を阻害しかねない。後発医薬品（ジェネリック医薬品）の「医薬品データ保護条項の

導入」を行い、特許の有効期間（現在20年）に上乗せして「臨床試験データの独占権」を与える。また、アメリカは自らの製薬業界の代表を中医協の薬価専門部会の委員に選任する、ということもかねてから要望している（TPPでは「透明性」の議論）。さらに病院について、株式会社の導入も記載されている。

「非関税障壁」の撤廃は、結局のところ国内ルールの変更→国内法の改正→国家主権の侵害（ISDS条項も問題）に他ならない。トランプ大統領の登場によって、アメリカはTPPを離脱し、日米二国間交渉へと連なっていくが、TPPをめぐる日米交渉の内容がそのまま全面的に引き継がれていくというわが国にとって深刻かつ不幸な事態にさらに陥っていくことになる。

5. 自由化ドミノと追い詰められた農業・食料

TPP協定の国会論戦において、農業分野では「重要5品目」について、米（778%）、小麦（256%）、バター（360%）、粗糖（305%）などは確かに高関税であるが、日本農業、北海道農業の基幹作物（土地利用型農業）であり、だから日本政府は「聖域化～死守する」と強弁してきた。

そもそも1戸当たり耕地面積約2haのわが国に比し、アメリカ（200ha）やオーストラリア（3,400ha）などとは土地の賦存状況から見て対等の競争条件を欠いている。平均関税率をみても、非農産物の鉱工業品は、貿易加重平均（実行関税率）で日本1.2%、アメリカ4.7%、EU9.8%、豪州5.6%、中国4.0%、韓国3.3%（WTO資料 2010年より）である。これに対して農産物はアメリカ5.5%、日本1.7%、EU19.5%、韓国62.2%など、日本はアメリカに次いで関税率は低い（OEDE資料 1999年）。因みに、ニンジン、大根、トマト、キャベツ、レタスなどの野菜は3%程度である。わが国の農産物の関税は高いが如く喧伝されているが、米などの高関税である一部の農畜産物を除けば決して高い水準とは言えな

いのである。

関税撤廃によって海外から大量の農畜産物の流入は避けられないが、農産物の貿易構造の特徴からみて、また食料の安定供給という点からみても非常に危うい事態と言わなければならない。農水省資料より農産物の貿易割合をみれば、小麦（23%）、米（9%）、とうもろこし（13%）、大豆（39%）であり、自動車（49%）や原油（48%）に比べれば農産物は世界の生産量に対する貿易出回り量からみて「底の浅い市場」と言われる。豪雨や干ばつなどの天候異変や政情不安で国際市場への出回り量は大きく変動し、また価格も乱高下することも珍しくない。特定の国（日本や中国の穀物大量輸入など）が買い漁ると、途上国が入手困難となり食糧飢餓をもたらす（近年は自国の食糧確保優先で農産物の輸出禁止、数量規制の国が出現）。さらに穀物の輸出国の寡占率（農水省資料 2013年より）をみれば、小麦（アメリカ、EU、オーストラリア、カナダ、ロシアで71%）、米（インド、ベトナム、タイ、アメリカ、パキスタンで80%）、とうもろこし（ブラジル、アルゼンチン、アメリカ、ウクライナ、インドで86%）、大豆（ブラジル、アメリカ、アルゼンチン、パラグアイ、カナダで94%）などは特定の国に生産が集中しており、これらの国に輸入を依存することは極めてリスクなことである（不安定性と「支配」に導き、食糧安全保障上も問題である）。

ところで、当初の12か国で構成されるTPPは、2015年10月に妥結し、翌年2月に参加国は署名を行った。しかし、アメリカのトランプ大統領は2017年1月、就任とほぼ同時にTPP離脱を決定した。TPP発効には「参加国のGDP合計が85%以上を占める6か国以上の承認」が条件であったために発効は不可能となった。そこでアメリカを除く11か国でTPP11協定（包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップ協定：CPTPP）を合意し、2018年3月署名、そして2018年12月30日に発効した。

一連の貿易交渉において農産物、特に米、

小麦・大麦、砂糖・でん粉、乳製品、牛肉・豚肉を「重要5品目」とし、国家決議でも関税撤廃の「除外」ないしは「再協議」という扱いであった。因みに当初のTPPにおける関税撤廃率は、以下の通りである。

TPPIによる関税撤廃率

	品目数	関税撤廃	関税撤廃率
全品目	9,018	8,575	95.1%
鉱工業品	6,690	6,690	100.0%
農林水産物	2,328	1,885	81.0%
うち重要5品目	586	175	29.7%
その他品目	1,742	1,711	98.2%

TPP交渉の参加に当たって、先述の通り国会決議では重要5品目の「除外・再協議」を求めたが、実に関税撤廃率が29.7%に及び、国会決議との整合性が問われる。また、米はアメリカに7万トン、オーストラリアに8,400トンのSBS（売買同時方式）方式の輸入枠を設定、TPP11ではオーストラリア向けが発効する（現状でも10万トンのSBS方式の枠があり、外食向けなど業務用米となっている）。牛肉は39.5%の関税について、発効と同時に27.5%、2019年4月に26.6%、その後25.8%、25.0%、24.1%、23.3%、22.5%、21.6%、20.8%、20.0%、18.1%、16.3%、14.5%、12.6%、10.8%、そして16年目の2033年4月に9.0%に引き下げる。加えて輸入牛肉の月齢規制の撤廃をこの5月に断行した。BSE（牛海綿状脳症）の発生により、当初20か月以下だが、TPP交渉参加の「入場料」として30か月以下に引き上げ、そして今回は撤廃という形でアメリカの圧力に屈している。

重要5品目の関税撤廃率は以下の通りであり、とりわけ牛肉は72.5%、豚肉67.5%と飛び抜けて高くなっている。確かに牛肉生産者は4万6千戸、豚肉生産者は4千戸余りに急減しており、カロリー自給率も牛肉で36%（飼料の輸入分を加味すると10%）、豚肉で48%

（同じく6%）と国内供給力が落ち込み、輸入食肉が国内市場を席卷しつつある。牛肉・豚肉生産者は数的にマイナーな位置に過ぎなくなり、農村部はしばしば保守政権の選挙基盤とも言われているが、その期待も消え去り、もはや急増する輸入食肉への依存を強めていこうとしているようにしか思えない。

重要5品目の関税撤廃率

	品目数	関税撤廃	関税撤廃率
米	58	15	25.9%
小麦	100	26	23.9%
砂糖・でん粉	131	32	24.4%
乳製品	188	31	16.5%
牛肉	51	37	72.5%
豚肉	49	33	67.3%

※主な品目は次の通りである。

- 米： ビーフン、朝食用シリアル小麦・大麦：パスタ、ビスケット、クッキー
- 砂糖・でん粉： キャラメル、メープルシロップ
- 乳製品： ホエイ、粉チーズ、アイスクリーム、ヨーグルト
- 牛肉： 牛タン、内臓
- 豚肉： ハム、ベーコン、ソーセージ、内臓

結局、「TPP11は、TPP12以上に深刻、最悪」といわれる所以である。加えてTPP11による農産物の影響を政府は試算しているが、TPP12では生産額878～1,526億円減少するとし、TPP11はアメリカの影響はないので609～1,093億円と見積もっている。生産コスト低減、品質向上などが図られるため、TPP11が発効しても国内生産量や自給率は現行を維持するとしている。つまりは「対策を打つから影響はない」とのこと、これは影響試算ではなく、「政府の努力目標」でしかない。さらに試算対象は19品目の生産額6兆8,000億円であり、野菜などの1兆6,000億円程度は除外されている、という杜撰なものであり、カナダ政府が、

TPP11で対日輸出が全体で約1449億円、豚肉524億円、牛肉310億円が増加すると試算しているが、日本政府の減少額の試算の妥当性が厳しく問われよう。

そして2019年2月1日には日欧EPAが発効した。先にTPP11はTPP12より最悪としたが、日欧EPAは、このTPP11をいくつかの品目で越えているのである。

例えば、マカロニ・スパゲティについて、TPP11は「関税は9年目に現行30円/kgを12円」が日欧EPAでは「11年目に撤廃」、チーズについて、TPP11では対象外となったカマンベールなどのソフト系チーズが日欧EPAでは「無税枠(3.1万トン)の新設」、チョコレートについて、TPP11では「11年目に撤廃」であったが日欧EPAでは「無税枠(1.8万トン)の新設」、ワインではTPP11は「8年目に撤廃」が日欧EPAでは「発効時に撤廃」など、明らかにTPP越えの合意内容となっている。

データは割愛するが、発効後牛肉、豚肉、ワイン等の輸入がかつてない水準に膨れ上がっており、まさに、「自由化ドミノ」という事態を引き起こし、農業・食料をめぐる生産者のみならず、食の安心・安全にも関わって消費者サイドにも大きな問題を投げかけている。輸入食品の安全性についても詳述することはできないが、グリホサートの基準が大幅に緩和され、遺伝子組み換え食品の表示問題等々、「命の糧」そのものが損なわれることになろう。

6. 日米貿易協定とその帰趨

アメリカがTPPを離脱したTPP11は2017年12月30日に発効したが、この協定はアメリカの復帰の可能性を期してアメリカの最大の関心事である22項目(投資、急送便などのサービス貿易、政府調達、著作権や薬のデータ保護期間などの知的財産、医療品及び医療機器の透明性など、アメリカが強く出張してきた事項)を凍結までしている。そして日本政府は、アメリカのTPP11の復帰になんの根拠もなく固執し続け、日米二国間協議は行わない、日

米FTAはあり得ないと強弁してきた。しかし、アメリカの通商代表部は着々と日米交渉に向けた手続きを進めていた。2017年10月26日には、アメリカ通商代表部は「日米との通商交渉に関するパブリックコメント」の受付を開始し、日本との通商交渉に関する議会通告(開始の90日前という90日ルールに基づく)を行い、2018年12月15日を「交渉目的」の公開期限として、2019年1月14日以降には正式な交渉開始が可能となる、という状況であった。

振り返ってみれば、かつて自民党は下野したが、先にも触れたがTPP参加を表明した民主党政権下の2012年12月総選挙では「TPP断固反対、ウソつかない TPP断固反対ブレない」などと掲げ圧勝して政権の座に返り咲いた。しかしつかの間にアメリカの強いプレッシャーによってなりふり構わずTPPにのめり込んでいく。「TPP断固反対」とはいったい何であったのか。

今回も日米の二国間交渉についても、安倍首相は国会において「アメリカにTPP復帰を促す。日米FTAは断固やらない」としていた。日米FTA交渉はやらないとする日本政府の詭弁とは対照的にアメリカでは通商代表部は2018年12月21日に日米貿易協定交渉のための「交渉目的」を公表した。22項目におよび、「物品貿易」では、「米国の貿易収支を改善し、日本との貿易赤字を削減する」が真っ先にきており、トランプ政権の貿易交渉の重要な目的としてその後もしばしば出てくる。

「工業製品」ではアメリカの工業製品の輸出に際して、包括的な無関税市場アクセスの確保と輸出を抑制している非関税障壁の対処の規律、「農産物」では日本に対して関税の削減もしくは撤廃、アメリカの農産物を差別する非関税障壁を問題としている。このほか投資、知的財産、医薬品。医療機器の手続きの公正性、競争政策、労働、環境、政府調達、為替など広範囲を含んでいる。これらはTPP交渉過程におけるアメリカの主張でもあり、さらに毎年出されるアメリカの「外国貿易障

壁報告」で指摘されている事項とほとんどが重なっている（米国の『対日貿易交渉目的』の検討）『みずほりポート』2019年1月18日より）。先にやや詳しく日米通商交渉の歩みをみたが、日本市場をあらゆる分野でこじ開けようとするアメリカの意図がうかがえる。

アメリカの日本に対する攻勢が激化する中で、ついに2018年9月「日米共同声明」を発し、日米交渉の開始を宣言する。声明文ではアメリカの意向とは異なり、TAG（日米物品貿易協定）なる「造語」をひねり出し、国会答弁でも「あくまでもTAG」であり、日米FTAではないとする始末である。メディアをはじめ多方面から「日米FTA」だと指摘されているにも拘わらず、である。

この声明でも、「日米物品協定(TAG)について、また、他の重要な分野（サービスを含む）で「早急に…交渉を開始する」としており、物品協定でないことは明白である。また、「農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること」としており、本来TPPを離脱したアメリカに対しては、TPPとは全く別の協定の交渉であり、ゼロベースで望むべきである。農林水産品に関しては「TPPが最大でそこまで譲歩する」といっているに等しく、牛肉などの関税でTPP11加盟国とは不利な条件を強いられているアメリカに対する「忖度」以外何ものでもないであろう。「アメリカ第一主義」でTPPを抜けたアメリカに対して、最初からアメリカにべったり寄り添う交渉姿勢をみせ、出すべきではない「カード」まで出しているのである。

このほかに「第三国の非市場国」である中国の排除条項（中国とはFTAなどを結んではダメである）まで入れている。わが国が日米二国間交渉に応じるよう、自動車への追加関税という「脅し」があったことも通商交渉として大きな問題である。交渉のテーブルにつかなければアメリカ通商拡大法232条を発動し「追加関税」をせまる、いわゆる「制裁交渉」とも言われ、わが国ではこれまで基本的

に応じることはなかったと言われており、前代未聞のことであろう。

結局のところ、TAGは国民を欺くもので、政府が否定し続けている「日米FTA」そのものであり、アメリカの政府やマスコミは「FTA」としている（USTRのライトハイザー代表も日米はフル（full）のFTAを目指すとしている）。農産物のみならず、交渉内容は「クルマか農産物か」の取引であり、アメリカが日本車の関税を25%引き上げた場合、日系企業の負担は1兆円（大和総研試算）、アメリカの対中関税引き上げに対抗して、中国は報復関税で大豆、豚肉、牛肉などを狙い撃ちしたが、その被害に対してトランプは1.3兆円の農業支援を表明している。1兆円に脅える日本、1.3兆円を支援するアメリカ、非常に対照的である。中国は輸入先を変え、アメリカの矛先は日本に向かう。交渉第一ラウンドの落ちは、またもや農業を犠牲にする。そして「円安での自動車輸出」という心臓の直撃を回避するために、つまるところ心臓（シンゾウ）を守るために胃袋（食料）を差し出すというのが今回の交渉である（田代洋一『農業協同組合新聞』2018年11月2日号）。

GATTの最恵国待遇の例外規定をFTAは認めているが、TAGなるものは国際法上違反事項となり、結局日本政府は「やっぱりFTAでした」としなければ、国際的に発効できない。トランプの5月合意に対して日本政府は「早期合意の前のめりになるアメリカ側をけん制して」、「日本側は、物品交渉は関税区分の細目（タリフライン）で全貿易品目9000品目以上の交渉が必要で時間がかかる」としている（事前の閣僚級協議、『日本農業新聞』2019年5月23日）。因みに日本の輸入タリフライン総数は9018、つまり全品目を俎上にあげる（交渉対象する）ことは、自らこの交渉がFTA交渉であることを「告白」している。

先述の通り、日本政府はTAGではなく、実質的にFTA交渉として臨んでいる。（物品のみならず、早くも「デジタル貿易」も交渉対象）。すでに自動車（関税を逃れるために

「数量規制」)、農産物(牛肉が表舞台にでているが、関税の撤廃、ないしは大幅な削減)について、おおよそのシナリオ(妥協点)は双方で詰めて合意していることは明白であろう。トランプはツイッターで、「TPPは私と全く関係ない」、「アメリカはTPPに拘束されない(縛られない)」と言い放った。つまり、日本側が「TPP以上の譲歩はしない」とする根拠を決定的に失ったことを意味する。

ところで、この「日米貿易協定」について政府はしきりに「ウイン・ウインの関係」であることを強調しているが、果たしてそうであろうか。まずは、「関税撤廃率」について、日本政府は「米国は自動車・部品も関税撤廃を約束している。従って関税撤廃率は日本が84%、米国は92%(貿易額ベース)」を繰り返している。このアメリカの92%には自動車・部品の関税撤廃が入っているとのことであるが、9月25日の最終合意では、政府は「更なる交渉による関税撤廃」と発表している(その後10月18日の署名時には「関税撤廃に関してさらに交渉」に変わっている)。誰が読んでもアメリカの自動車・部品は関税を撤廃したと読めないであろう(国語力の問題?)。実はこれはアメリカ側の約束であり英文であって、日本政府は都合が悪いのか和訳はしていない。「撤廃していないのに撤廃したように表現する」ということである。アメリカの関税撤廃率について、実際は92%どころか50%程度に落ち込み、このことはWTO協定の「実質的にすべての貿易について関税を撤廃する」が90%以上としていることから「WTO違反」とされる所以である(作山巧『農業協同組合新聞』2019年10月25日号)。

また、朝日新聞は日米間の関税撤廃額の試算を公表した。アメリカ製品の関税撤廃額は1,039億円、日本がアメリカに輸出する日本製品の関税撤廃額は2,128億円と見積もり、ウイン・ウインどころか「倍くらいの日本の勝ちだ」と胸を張って喧伝している。しかし約束もされていない日本の自動車・部品の関税削減額は260億円にすぎない、としている。

日本政府の公表額2,218億円とは大きな開きがある(『朝日新聞』2019年11月17日)。つまり、政府は「アメリカの自動車関税撤廃は約束されたものだ」とするが、実際はそうではなく「更なる交渉(further negotiation)」の対象に過ぎないのである。

農産物についても、「日米共同声明」の3番目、「発効後、四か月以内に協議を終える意図であり」、その交渉は「関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である」と明記している。当時の茂木外相は「自動車の交渉が先延ばしされたから日本はそれを提起する」として、協定の発効後四か月後の追加交渉はあくまでも自動車だと白を切った。先の文面から農産物は対象外とは決して言えず、付属書の規定には「将来の交渉において…」とあるが、TPPは「発効から7年経ってから初めて見直す」に比べて4か月後という早期に、しかも日本に対して農産物の追加協議を要求することは必至で、それを禁止する規定もないのである(作山前掲誌)。今後の交渉において農産物をカードとして切ること、政府高官が「農産物というカードがないということはない」と公言していることから十分にあり得ることである。

アメリカ抜きのTPP11交渉であれば、本来アメリカ枠として約束した条項を見直すことが出来る(政府も協定6条にある見直し規定のもとでいずれ交渉するとしていたが、結局見直しを行っていない、する気すらないようだ)。乳製品の低関税枠7万トン枠は、オーストラリアとニュージーランドからのバターと脱脂粉乳の輸入増加で埋められ、これに日米交渉でアメリカからの輸入量が増えれば、TPP協定以上の輸入量となり、その打撃は計り知れない。

牛肉のセーフガード(緊急輸入規制措置)についても、TPP12の発効基準数量は61万トンであり、アメリカが抜けたTPP11で見直しを要求しなかったのもそのまま61万トンである。これにアメリカ向け数量が24万トン追加

される。加えてこのセーフガードが一度でも発動されれば、協議を始めて「発動基準を一層高いものに調整する」と交換公文に銘記されており、セーフガードが機能しないばかりか、際限のない牛肉輸入を認めたことになろう（しかも、低関税枠として）。そして、自動車と農産物のみならず、先述した日米交渉にあたり公表した22項目にわたる「対日貿易交渉目的」すべてについて、アメリカは仕掛けてくるに違いない。

農産物では今回見送られたコメ（アメリカのコメ主産地のカリフォルニア州はもともと民主党が強いだけでスルーしたとも言われている）、脱脂粉乳、バター等を交渉の俎上にあげることは必至である。トランプ大統領は、2020年の大統領選の勝利が優先事項であり、まさに形振り構わない「ディール(取引)」を振りかざしてきている。

今回の日米貿易協定には、「日米デジタル協定」も潜り込ませ、グーグルやアマゾンなどの巨大プラットフォームの営業の自由の確保を期したグローバル・ルール作りを狙いとしている。そして今回の交渉では「更なる交渉」を明記させ、今回はあくまでもミニFTAという第一ステージであり、次なるフルFTAを完成させていく第二ステージが待ち受けている。

先にも触れたが投資、知的財産、医薬品、医療機器の手続き、政府調達などあらゆる分野におよぶアメリカ主導の貿易協定の完成を目指している。さらに、わが国で言えばRCEP（東アジア地域包括的経済連携）、メルコスール（ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイからなる南米南部共同市場）に対して、日本の自動車業界の市場拡大要求を受けてEPA交渉を検討）の諸国は、牛肉、鶏肉、砂糖などの輸出大国であり、いっそうの輸入増が懸念される。（『日本農業新聞』2019年11月5日付）。こうしたメガFTA協定が進められるなかで、相手国の交渉において農産物が「交渉カード」として利用(犠牲)されることをなんとしても阻止しなければならないであ

ろう（田代洋一『農業協同組合新聞』2109年11月26日号）。

7. おわりに

アメリカにおける大統領選を前に、トランプは徹底したアンチ民主党のスタンスで(TPP交渉参加を表明したのはオバマ)、加えて1994年のNAFTA（北米自由貿易協定）のもとでアメリカ企業のメキシコ進出(産業空洞化)でアメリカ労働者の失業と賃金下落が深刻化し(ラストベルト問題)、アメリカ最大労組AFL-CIOはTPPに反対していた。さらにメキシコへのアメリカ農産物の大量輸出は多くのメキシコ農民を破産に追いやり、アメリカへの不法移民問題を引き起こした。トランプは就任初日からTPP離脱、NAFTA再交渉に動いたのである。問題は、単にトランプ政権の登場によってのみ惹き起こされたわけではない。自由貿易推進を旗印に掲げる「WTO体制」、そしてグローバル化がもたらしてきたことが底流にある。とりわけ2008年のリーマン・ショック以降、世界のモノ(財)の貿易は停滞、縮小傾向であり、世界の投資も同様に停滞、縮小局面にある。加えてWTOについても2001年開始のドーハ・ラウンドも先進国と途上国の対立が激化して機能不全に陥り、それを尻目に二国間FTAやメガFTAへとシフトしてきた。

自由貿易やグローバル化の恩恵を受けていない世界の人々、所得格差や地域経済の崩壊に苦しめられている世界の人々の「ノー」の声が高まってきた。イギリスのEU離脱、マレーシアのマハティール首相の当選、メキシコのロペス・オブラドールが初めて左派大統領として誕生、そして何よりもトランプの誕生自体が、格差貧困に苦しむ白人たち、ラストベルトに象徴される国内産業の空洞化と失業の急増等々、自由貿易とグローバル化に「ノー」を突き付ける国民を支持基盤としていた。もっともこうした動きには「揺れ戻し」もあって、ますます混とんとした事態は続いている。

アメリカ国内の種々の産業は依然として自由貿易推進派であり（だから日本に対してFT

Aで強く迫っている)、言い換えればアメリカ国内では自由貿易に批判的であることとトランプの保護主義を支持することは別であり、「自由貿易対保護主義」という対立構図で捉えることが出来ない。「自由貿易の矛盾と問題点は、すでに人々の生活の隅々まで浸透している。この事実を無視して自由貿易の拡大を目指すことは、各国の産業や国民生活にとって有害であるばかりか、世界経済を不安定化させてしまう危険性もある」(内田聖子「トランプの貿易戦争～最後の保護主義モンスター?」『世界』2018年10月号)。最近の「米中貿易戦争」について、中国の「中国製造2025」(2015年)発表を契機にIT分野(ハイテク・デジタル)、知的財産権をめぐる「技術覇権」争い、そしてアメリカの闇で暗躍・支配する「軍産複合体」の動きにも注視する必要がある。

改めてWTO体制の下でのFTAの位置付けも再考しなければならない。「FTA中心の貿易体制には限界がある」と指摘される松下満雄氏は次のように述べられる。「FTAはその本質上二国間、地域的、又は複数国間協定にとどまり、世界貿易全体をカバーする普遍的システムにはなり得ない」こと、「FTAが参加国の数が増えて規模が大きくなればなるほどそのFTAは『WTO化』」して、結局はとん挫を続けるWTOの二の舞になることである。さらに「現代は生産、流通、技術移転等の経営資源の面においてグローバル化が著しく進み、サプライチェーンが多国籍化」しており、企業の生産拠点国やサプライチェーンがFTAの枠内に収まり切れないケースも十分に予想され、そうなれば「FTAの枠組みを超えて多国籍化する生産システムとサプライチェーンとFTA間には不整合」が生じて、そのことが取引コストを増大させ、生産・流通の非効率をもたらすことになる。そして、「通商体制のブロック化は政治的対立に発展する可能性」も指摘され、GATTが第二次世界大戦の反省によって設立されたが、再びそうした不幸な事態の招来に警鐘を鳴らされている。松下氏は解決策

として「WTOによるFTAネットワーク構想」のもとにWTOの役割に期待されている(国際貿易投資研究所『季刊国際貿易と投資』2015年)。最近のWTOの紛争処理を行う司法機関である上級委員会(7名で構成され、任期は4年間)は2017年より欠員がでており、12月10日で2名の任期が切れて、これ以降1名になっている。案件審理には3名が必要だが、委員の不足で上級委員会は「機能停止」に陥っていると報じられている。アメリカは、上級委員会が国内法まで介入して「権限を越えている」として、委員の補充や再任を拒否続けていることによる(『日本経済新聞』2019年12月11日)。この上級委員会のことも含めて、WTOの在り方をめぐる国際的コンセンサスを議論する場が不可欠だが、先に述べたが2000年にわが国が行き過ぎた貿易至上主義を問題として提示した「日本提案」の理念に立ち返って、国際社会においてWTOの再生に関しわが国が積極的な役割を果たすべきであろう。もとより現政権に期待することは甚だ難しいことであり、そうした通商=外交交渉を可能とする政府と政策の選択いかんによるであろう。

こうした国際環境の下で国家主権の放棄が進むならば、わが国の貴重な、そしてかけがえのない農業・農村をメガFTAは根こそぎ崩壊させていくことになりかねない。最近の農協解体、価格政策における岩盤規制の撤廃、種子法廃止、漁業法改悪、水道(民営化)法、入管法など、経済界(経団連)、グローバル企業の利益優先という一部の富裕層への富の集中、さらには安倍政権の国会運営に象徴されるように、この国の民主主義の機能が著しく低下してきており、政治そのもののあり方が厳しく問われていると言わざるを得ない。

グローバル化への対抗軸として、最近のCOP25における気候変動と格差拡大を是正していこうとする世界の潮流とともに農業の在り方についても、国連総会決議に基づく「家族農業の10年」、そして2018年12月の国連総会で採択された「農民の権利宣言」に基づく新たな社会運動の胎動にも注目する必要がある

う。地球環境レベルから食と農にいたる持続可能性な発展を志向する「小規模・家族農業」の役割に期待が高まっている。これまで多くの農業経済学者は、いかに規模を拡大して生産物を多く収穫し、生産力や経済効率を高めるか、行政や農業団体も含めて経済性重視の大波に乗り、行きつく先は農業における企業の経営の実現であった（その矛盾は中小家畜などの工業的畜産に鋭く現れている）。この問題は、「あるべき論」といった規範論ではなく、現実に存在する広範な家族農業が将来の農業発展の方向を指し示し、地球環境、地域社会、食と農などをめぐる種々の問題を根本的に解決する合理的根拠があるということであろう。すなわち、農業こそが人間と自然の物質代謝を軸にエコロジー社会を実現すること、その際圧倒的多数を占める家族労働力を主体にした家族農業が合理的存在として再評価されている。

東海地域の農業においても中部圏の大消費地を控え、自然条件にも恵まれて、米、麦以外に多様な野菜、果実、花き、それに畜産などが展開して多彩な農業地帯を形成し、それだけ多くの可能性を持っているのである。法人経営などの先進的経営、直売所などを通じた消費者との結びつきと活発な交流活動、後継者不在農家や兼業農家の農地管理から農作業受託などを引き受ける集落営農が広範に展開している。その場合、担い手の基盤をなすのは基本的に家族農業である。逞しい農民群像を地域レベルで確かな存在として再確認し孤立させないことである。そして、困難な事態を打破するには、農の営みを地道に実践する、「どっこい生きている」逞しい農民群像に依拠するしかないであろう。

追記

多くの文献を参照したが、逐一引用文献を注記せず、その一部は本文中に記載した。特に最近公刊された作山巧『食と農の貿易ルール入門』（昭和堂 2019年）もご覧いただきたい。また、「家族農業」に関しては『季刊

地域』（農文協NO. 40 2020年）の「進む再小農化」の秋津元輝論文なども是非とも参照されたい。さらに「日米貿易協定」が2020年1月1日に発効するが、輸入攻勢は必至とみられ、この点は『日本農業新聞』12月31日付け「TPP発効1年 食肉、果実で輸入攻勢 日米控え警戒強まる」、『中日新聞』12月31日付け「日米貿易協定、元日発効 牛肉、ワイン値下がり、農家は競争激化」なども参照願いたい。



●研究会報告

第36回都市再生研究会

12月23日(月)に名古屋市の“イーブルなごや”において第36回研究会を開催しました。参加者は8名でした。報告者は桜花学園大学教授の森田優巳先生で、テーマは「名古屋市総合計画について」でした。研究会の内容については、森田先生の報告と議論も含めて事務局でまとめました。

名古屋市総合計画について

はじめに

名古屋市総合計画2023が2020年10月28日に公表された。その計画では、冒頭「第20回アジア競技大会の開催、リニア中央新幹線(品川-名古屋間)の開業後となる令和12(2030)年頃を見据えた将来のまちの姿を描きながら、令和元年(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間で取り組む施策と事業を掲載します」と述べている。そこで、まずその全体像について、つづいて「長期的に立ったまちづくり」での「まちづくり方針について」を議論した。

1. 名古屋市総合計画の全体像について

◆有識者懇談会委員の構成

・有識者懇談会委員は25名であるが、うち5名がNPO関係者である。NPOの占める比率は2割もある。今日ではNPOの力なしでは、どんな事業も進められない。こうした事態はNPO関係者も喜んでいる。

・ダイバーシティ(多様性)推進センターの人も入ってきていることも特徴的である。

・教育評論家の尾木直樹氏も委員に名を連ねている。

◆計画の作成について

・コンサルタント会社のかかわりについては、個別の資料づくりでは委託している部分があるかもしれないが、基本的には市の職員が担当している。一般的には、1年は職員間で議論して煮詰められている。

◆計画期間

・計画期間は令和元年度から令和5年度まで

の5年間である。名古屋市の場合、「名古屋市基本構想」があつて、そのもとに総合計画がある。基本的には、その期間は10年であるが、河村市長になって変わった。市長の在任期間中の計画でないといかんということで、5年になった。

◆全体像

・河村市長の在任中の成果はそれほどない。10%減税も評判は良くない、次に続く自治体は皆無である。地域委員会はほとんどの地域で成果を挙げていない。名古屋城も在任中の建設は、まず見込めない。リニア建設も在任中の完成はない。どちらかと言うと次に出る人のための計画である。

・河村市政の売りとしては、保育待機児童の解消、いじめ対策として小学校に常駐のカウンセラーを配置したことであるが、保育政策には疑問が残るところである。また、今回の有識者懇談会には保育の専門家が入っていない。ただし子育てについて、妊娠から始まっていることは評価できる。

・有識者の中心メンバーは、この「全体像」を絶賛している。確かに以前に比べて総花的でボリュームは増えている。

・名古屋市がめざす大都市制度として、従来から「特別市」制度の創設を訴え、一方で国の政策を考慮して「圏域における自治体連携」についても推進すると述べている。

2. 名古屋市のまちづくりの方針・都市像について

・まちづくりの方針として「新しい時代にふさわしい豊かな未来を創る!世界に冠たる「NAGOYA」へ」というスローガンを掲

げ、11の分野でその具体案を述べています。

「NAGOYA」という表現は、大都市圏をいみしている。おいしいところは全て取り込もうという姿勢を表している。

◆ 名古屋の強みを最大限に引き出す

・強みとは面積のユトリであり、暮らしやすさであり、トヨタを背景にした雇用の安定である。

◆ 名古屋大都市圏におけるハブ機能を果たし成長をけん引する

・広域戦略として30キロ圏、50キロ圏を意識している。岐阜県までも視野に入れている。

・雇用の安定は愛知の強みであるが、求人倍率が良いのは高卒なのか、大卒なのか、業種によるものなのか。関東圏に対してのみ、女性は転出超過にある。若い世代の女性の関東圏への流出が課題となっているが、なぜそうなっているかは興味深いところである。

◆ 日本で1番子どもを応援 高齢者も安心できるみんなにやさしい福祉の実現

・65歳以上の敬老パス制度は残している。革新市政の遺産である。これがなぜ守られたのか。市民運動の成果なのか、はたまた行政的な思惑なのかを見極めることも必要である。

◆ 大規模災害から命と産業を守り、日々の暮らしの安心・安全を確保する

・南海トラフに対する危機意識は見られる。

確かに名古屋駅以西には国内最大の0メートル地帯をかかえている。有識者懇には名古屋大学の福和先生も参加しており、その具体的な対策案を聞きたいところではある。

◆ ヒト・モノ・カネ・情報呼び込み、新たな価値を創造し持続的な経済成長をめざす

・圏域を支えるには、自動車王国を掲げざるをえない。しかし、AIロボットなど、トヨタのベンチャー事業は遅れを取っている。

・MICEの推進で外国人をとり込む狙いがあるが、果たしてそうなるかは疑問だ。

◆ 名古屋城天守閣の木造復元により、特別史跡名古屋城跡を世界に誇れる日本一の近世城郭へ

・名古屋城天守閣の木造復元は400億円を超

す大きな事業である。河村市長はなぜ、これに執着するのだろうか。ただ単なるノスタルジーなのか。名古屋・尾張地域の繁栄を象徴していると言うことであるのか。担当職員を始め、専門家の多くは「石垣部会」に感謝しているところではないか。ただし、建築系の人はやりたがっているようである。

◆ 魅力と郷土愛にあふれる世界のデスティネーションへ

・デスティネーションは旅行目的地。

・名古屋には地域ブランドが育っていない。

・MICE計画などによるインバウンドで観光産業の活性化をめざそうとしているが、元々観光産業は全体の余剰分である事を忘れてはいけない。人を呼ぶ魅力は、歴史・文化・環境や産業などの基礎分がしっかりしていないと一時的なものになる。

◆ アジア諸国との交流を活発に行い、アジア・世界の交流拠点都市へ

・明治以来の帝都東京、商都大阪に対するコンプレックス。全総以来の三大都市圏にこだわった考え方に固執している。

◆ リニア時代のリーダー都市へ

・S39(2027)年度のリニア中央新幹線開業は千載一遇のチャンスととらえている。

・大阪開業までにリーダー都市としての役割を確立し、スーパー・メガリージョン(広域東京圏)の窓口としてアジアへの発信力を強めたいという狙いがある。

・前回の総合計画ではリニアによるストロー現象を警戒した文言が多く聞かれた。今回もそれに関する言及はあるが、それ以上にアジアへの発信力を強調している。

◆ SDGs未来都市として、持続可能な未来を切りひらく

・SDGsはあとから追加された案件である。

・全体がSDGs(持続可能な開発目標)については意識している。

(文責：中川博一)

★東海ローカルネットワーク

【愛知】

名古屋へ500円、受験生応援バス

新城市在住・在学者に割引

新東名、東名の両高速道路を経由して新城市と名古屋市を結ぶ高速バス「山の湊号」を運行している新城市は、大学受験シーズンをにらみ21日から来年3月末まで、新城市在住か市内の高校に通学する高校生を対象に、片道1000円の運賃を半額の500円にする。山の湊号は、新城市市民病院西、新城駅南、市役所など市内5停留所から、名古屋市名東区の市営地下鉄東山線・藤が丘駅までを約一時間半で結ぶ。藤が丘駅の位置する名古屋市東部とその近郊には、名古屋大、南山大、中京大をはじめ、大学のキャンパスが多く立地しており、運賃を半額にすることを通して受験生を支援する形で需要の掘り起こしにつなげる。(12月21日中日新聞)

議論が続くよ、SL構想

名古屋市科学館で走行展示案

名古屋市の河村たかし市長が長く情熱を注いできた蒸気機関車(SL)運行構想は、市が所有するSLを市科学館の敷地内で百メートルほど走らせる方針を示し、ようやく具体案が動きだした。多額の事業費が予想されるだけに議会が早くも警戒感を示す一方、市長は鉄道での本格走行の夢を捨てていない。果たして無事に「出発進行」を迎えられるか。「予算がいくらかかるか分からないのに、どうやって審議すればいいんだ」科学館でSLを走らせる案を市教委が示した24日の市議会教育子ども委員会。終盤、自民のベテラン議員が市教委にかみついた。この日示されたのは、1968年度から科学館の屋外に展示されてきたB6形SLを、走行可能な状態に復元する最大3億3千万円の経費のみ。実際には、SLや客車の内装、線路の敷設、車庫を兼ねた展示施設の整備も費用がかかる。「総事業費は積算中」との答弁が繰り返され、この議員はいら立ちを隠さなかった。

(12月26日中日新聞)

【岐阜】

新たに6商品認定

ぎふ女のすぐれもの／岐阜県

女性が企画や開発の中心となった商品を認定する本年度の「ぎふ女(じょ)のすぐれもの」が決まった。ふりかけや和傘、陶器など、地域の文化や暮らしに根ざしたバラエティーある6商品が選ばれた。ぎふ女のすぐれものは、企業などで働く女性の活躍を後押ししようと、県が中心となって2018年度に始めた。認定商品は、計22となった。本年度は「食」「モノ」「サービス」の3分野に県内42の個人や企業から申請があり、食は「ふりかける醤油(しょうゆ)」飛騨

山椒)。モノは、いずれも和傘の「蛇の目傘 三日月」「網代日傘(あじろひがさ)」と陶器「さらさらキャニスター」、入浴剤「デオPaAa」。サービスは不妊治療関連ローン「Futari-de(フタリ・デ)」をそれぞれ選んだ。(12月6日中日新聞)

大垣商の生徒が「湧き水MAP」制作

「水都」と呼ばれ、市内の広い範囲で湧き水がみられる大垣市。環境省の「平成の名水百選」に選ばれた名水などを巡り、飲食店や観光施設にも足を運んでもらおうと、大垣商業高校の生徒らが「湧き水MAP」を制作した。手づくり感あふれるカラフルな仕上がりで、2月ごろにも同校のホームページで公開する。生徒らは、多くの人に、地図を片手に大垣の街を訪れてほしいと願っている。手掛けたのは、会計科マネジメント類型の3年生41人。課題研究の授業の一環で「水」をテーマに大垣市をPRしようと、七月から取り組み始めた。▽作成にあたっては、湧き水24カ所を、自転車ですら30～45分程度で回れるようコース設定。観光施設や店舗などに立ち寄りながら所要時間を実際に測定し、全部で8種類を作った。(12月21日中日新聞)

デンキウナギの放電でツリー輝く／各務原の水族館

クリスマスツリーの飾りを点灯させるデンキウナギの水槽が、各務原市川島笠田町の世界淡水魚園水族館「アクア・トトぎふ」にお目見えした。入場無料のエントランスで25日まで展示される。水族館によると、デンキウナギは獲物や敵が近づいた時に強い電気を発し、弱い視力を補うために電気を使って周囲を探る。この習性を利用し電気を感知する仕掛けで、電気が強いとツリー上の電球がともる。(12月21日朝日新聞)

重力波観測へ、重圧と緊張

「KAGRA」／飛騨市神岡町

宇宙物理学の最前線の町、岐阜県飛騨市神岡町に今年、重力波の観測施設「KAGRA(かぐら)」が完成した。ノーベル物理学賞をもたらしたニュートリノ観測装置「スーパーカミオカンデ」とともに新たな発見に向けた一歩を踏み出した2019年だった。KAGRAは神岡鉱山の地下に設けられた一辺3キロのL字形の観測装置。時空のゆがみで起きる重力波をレーザーを使って観測する施設で、アメリカとイタリアにある施設との共同観測を目指す。(12月24日朝日新聞)

極楽駅の改修完了

明知鉄道／恵那市明智町

第三セクターの明知鉄道(恵那市明智町)が沿線住

民らの寄付金などを活用して着手した極楽駅(同市岩村町)の改修工事が完了し、23日に現地で完成式が開かれた。改修は「観光客の誘致に向け、駅名にふさわしい外観を」と計画。待合室の内外装と看板を一新し、待合室の屋根に黄金の勅斗雲(きんとん)のオブジェを掲げた。ホームには勅斗雲をかたどったベンチのほか、雲間から差し込む後光をデザインした記念撮影用「だれでも観音パネル」を設置した。事業費690万円のうち350万円は県地方鉄道利用対策補助金を活用し、残りの340万円はインターネットによる資金調達「クラウドファンディング」(CF)などで寄付を募った結果、この日までに325万円が集まった。CF以外の寄付は年末まで受け付けている。(12月24日中日新聞)

官民連携、山県市に県内最大級農園 市と運営会社が協定

山県市は26日、同市出戸に新たに整備される観光客向け農園を運営する新会社と、PPP(官民連携)協定を結んだ。市によると、イチゴや高級ブドウを栽培する農園としては県内最大級で約3.5ヘクタール。林宏優市長は「交流人口の増加につなげたい」と話した。新会社は特別目的会社「アトレファームジャパン」(山県市)。大日コンサルタント(岐阜市藪田南)、西濃建設(揖斐川町)、肥料の製造・販売や農業指導を手掛ける「大雅」(山県市出戸)の3社が今月、設立した。資本金は5000万円で、大日コンサルタントが代表会社になった。農園では、皮ごと食べられるシャインマスカットやマスカットノワールなど、六種の高級ブドウとイチゴを主に栽培。体験農園を主軸の事業とし、スマート農業の導入や、近くの市の農作物直売施設「てんこもり」との連携を掲げる。来年4月に着工し、同年12月の完成を目指す。(12月27日中日新聞)

米菓「ゆいのわ」できた 白川郷の中学生が商品化

岐阜県白川村の小中一貫校、村立白川郷学園の8年(中学2年)生が村の特産品開発に取り組み、米粉菓子「ゆいのわ」を完成させた。米粉でつくった巻きせんべいをベースに味付けを試したり、パッケージを考えたりして、来春にも販売を始める予定という。(12月30日朝日新聞)

【三重】

日替わりパティシエのカフェ開業へ 夢への一歩を支援

パティシエの夢を一度はあきらめた人、開業への一歩を踏み出したい人を応援しようと、津市神戸の山本千穂さん(46)が、日替わりでパティシエとして働けるカフェを企画している。自分のペースで店に立ち、創業につなげてもらう考えだ。山本さんはフ

リーランスで企画と広報の仕事をしており、地域のグルメ情報誌や食育のフリーペーパー、商品開発やカフェの運営など、主に裏方として食に関わってきた。病気などの事情でパティシエの職に就けず、時間を見つけて菓子を作り続けている人が多いと気付いた。十月まで多気町の日替わりシェフの店に携わった経験を生かし、「夢のきっかけを生み出す空間をつくろう」と考えた。店の場所は未定だが津市内で目星を付けており、来年四月の開業を目指す。飲み物の提供やレジなどは店側が担い、パティシエには菓子作りに専念してもらおう。相談に応じてシフトを決め、まずは一日だけ店に立ち、月数回へと徐々に回数を増やしていくという。(12月5日中日新聞)

17年度地元企業との研究件数が全国2位ノ三重
大から国公立大への交付金が減り大学運営に深刻な影響を与えている中、三重が大が地元中小企業との共同研究に活路を見いだしている。一昨年には地元企業との研究件数が東大に次いで全国二位となるなど、研究資金の獲得につなげている。13日には大学院工学研究科の研究室を一般公開し、大学が持つ先端知識や研究環境を地元企業にアピールする。国は厳しい財政状況を理由に、各大学への運営費交付金の削減を続ける。三重大の場合、独立行政法人化された2004年に123億円だった交付金が、昨年度には113億円と10億円減少している。各大学は教職員や研究費の削減でしのがねばならず、若手研究者が安定した職に就けず、基礎研究に十分な研究費が回らないことが、将来の日本の科学の水準を低下させるとの危機感が研究者らの間で広がっている。(12月11日中日新聞)

「展示＝危険」か？伊勢市展に疑問の声 慰安婦象徴の作品を拒否

伊勢市美術展覧会(市展)で、戦時中の慰安婦を象徴する少女像をコラージュした作品が、市や市教委ら主催者側の意向で展示拒否された問題で、市民や市議らから市の態度を疑問視する意見が相次いでいる。「市民の安全と会場の安全な運営を最優先した」とする主張を繰り返すだけの市に対し、専門家からは「あいちトリエンナーレ2019の『表現の不自由展・その後』の問題とはまったく異なる事案。表現の自由の問題となる」との指摘も出ている。展示が不許可になったのは、市展運営委員を務めるグラフィックデザイナー花井利彦さん(64)＝同市＝が表現の自由をテーマに制作したポスター作品。花井さんは少女像に粘着テープを貼るなどして修正したが展示は認められなかった。市教委文化振興課によると12月初旬までに、市民などから電話やメールなどで74件の意見が寄せられた。6～7割が市の判断への反対意見だという。市議会12月定例会でも、2人の議員が、市の対応を問題視する一般質問をした。(12月30日中日新聞)

●事務局活動だより

昨年(2019年)の12月14日に「四日市市で水道を考えるシンポジウム」が開催されましたのでその内容を紹介します。

水道民営化反対のその先へ

—「四日市市の水道を考えるシンポジウム」に参加して

1. 動き出した水道民営化と水道への関心の高まり

2018年12月6日、改正水道法が可決され、水道民営化が加速するのではないかと、という危惧が広がりました。厚生労働省は、コンセッション導入に向けた働きかけ(トップセールス)を行った19事業者のリストを公表していますが、その中に、浜松市・岐阜市・岡崎市・三重県・四日市市があがっています。民営化を進めようとしていた浜松市では、急速な反対運動の広がりの中で、「全体の空気が変わるまで待つ」として、2018年度中の結論を先送りしましたが、断念ではなく延期であり、火種は残っています。こうした中、東海圏で名前のあがった自治体でリレーシンポジウムを行うことが計画され、2019年6月1日に岐阜市で、6月30日には岡崎市で、そして今回、四日市市で12月14日にシンポジウムが開催されました。

2. 水道をめぐる現状と課題

基調講演を行った橋本淳司(アクアスフィア・水教育研究所代表)氏は、水道事業が抱える課題として、①人口減・節水社会の到来で、水需要が減少し、使用量の大幅な減収が想定されること、②水道設備の老朽化が進み、更新費用の増大が想定されること、③コスト削減の一環として水道職員の削減が続くこと、人材が不足し技術継承に困難をきたしつつあること、をあげました。こうした状況に対し「基盤強化を図る」として水道法が改正されたわけですが、しかし、コンセッション(施設の所有権を公共が保有したまま、運営権を民間に設定する)方式でコストが削減できるとする根拠はあやふやであり、

むしろコスト増の懸念があること、しっかり自治体がモニタリングを行い、災害時には責任を持って行うとしているが、経験豊富な自治体職員が去っていった後に、どのように自治体が監督責任や最終責任を発揮できる体制を確保するのかの保障はなく、問題が多いと指摘されました。

その上で、では水道事業が抱えている課題をどう解決していくのか?それには時代背景の変化を踏まえることが重要である、としています。

かつての水道事業の課題は、人口が増加し、水需要が増加する、一方で水質が悪化するという事態が進み、とにかくダムを建設し、浄水場を建設し、水道管を敷設して良質な水を届けることに全力を挙げることでした(下水処理も同様)。しかも、財政的には料金収入増を当てにして経営をそれほど意識しないで済む状況でした。しかし今日は、人口が減少し、水需要が減少する。収入は減少するが、高度成長期に急増したインフラの更新が迫っている。一方、気候変動で豪雨災害なども多発しており、水への対応も複雑になっている。

こうした時代に必要なことは、それぞれの地域に最適な水道事業のあり方を市民参加で模索し、水道職員を育成しながら、まちづくりをどうするかという全体的視点(自治体、流域)を持って考えることだといいます。その際、日本には地下水や伏流水も多く、雨水利用も含め、水源の見直しと保全を進め、水源は近場で高い位置のものをなるべく活用し、浄水方法の見直し(生物浄化法)なども含め、分散、小規模、低コスト・低エネルギーの設備体系に更新していくことが重要であると指摘しました。

パネルディスカッションでは、「命の水を考える会ぎふ」代表の津田直彦氏は、全国平均よりかなり低い有収率(配水量に対する実際に使われた水の量の割合)の向上、一般会計からの繰り入れの検討、人口流出を減らすまちづくりの必要などを提起しました。

「浜松市の水道民営化を考える市民ネットワー

ク」事務局長の池谷たか子氏は、水道は消防活動の際に必要な消火栓としても活用されており、基本料金に税金を投入することも考えられるのではないか、と提案しました。

「NPO法人伊賀市水と緑の会」理事の細川ゆう子氏は、ダム利水は、いらなくなっても水利権を返せない。いらなくなれば返上できるようにすべき、と提案しました。

「四日市市上下水道職員労働組合」書記長の内田順己氏は、四日市市の水道民営化について市が公表している見解を紹介するとともに、水道事業の現況について報告しました。

3. 水道問題は、地域・自治の問題である

水道民営化は問題だが、民営化を阻止できれば終わりではなく、水道事業の抱える課題をどう解決するか、地域ごとに知恵を絞って考えていかなければ、問題は解決しません。

コーディネーターの近藤夏樹（名水労委員長）氏は、2002年の水道法改正の時点で、橋本淳司氏が10年・20年後を見据えた議論が必要と述べたことに触発され、その視点で常に考えてきたと述べていましたが、「住民と自治」2020年1月号で宮本憲一先生も「時間はかかるけど、グループを拡大しながら大体10年くらいの単位で

学習していったときに、初めて政策的なものが出てくる」と発言しておられました。

それぞれの地域の水道事業のあり方を議論することは、まちのあり方を議論することでもあり、そうした地道な調査・学習・協働の取り組みが出来るか、自治の力量が問われている、と感じました。

報告者：原 卓郎（事務局次長）

「現地に学ぶツアー」企画進行中！

-現在、3月実施をめざして調整中です。詳細は次号掲載予定-

場所：公益社団法人愛農会（三重県伊賀市別府690-1）近鉄青山駅下車徒歩15分

趣旨：愛農会は、「千年続く村づくり」のスローガンのもとに、真に持続可能な農村・社会づくりを目指しており、有機農業しか教えない全寮制のユニークな私立高校を設立し、有機食品の登録認証機関ともなっています。

また、愛農会代表の村上さんは、愛農会の取り組みを「地球上に生きる一人ひとり（全人類）が飢えに悩まされず争わず助け合って生きられる平和な社会（共同体）と、生命の源である自然（地球環境）を壊さない生活のあり方を、私たちと未来の子どもたちのために、農を通して創る運動」であると位置づけています。

なお、村上代表は、「家族農林漁業プラットフォーム・ジャパン」（国連「家族農業の10年」と連携し、持続可能な社会の実現を目指す組織）の代表でもあります。ぜひその取り組みに学ぶため、現地を訪問し、お話を伺いたいと考えています。

●行事案内

◆第14回地域経済の将来を考える研究会

「物流産業における第4次産業革命の進展」

日時 1月18日(土) 13:30~16:00

会場 愛知中小企業家同友会6階会議室

名古屋市中区錦3-6-29サウスハウス6階

(地下鉄「栄」駅2番出口より北へ3分)

報告者: 谷藤 賢治さん

(愛労連副議長・建交労書記長)

物流産業の人手不足が深刻度を増し“物流の危機”が叫ばれているなかで、物流産業の変革の状況について検討し、議論を深めます。

◆第37回都市再生研究会

日時: 1月19日(日) 13:30~

会場: 名古屋市市政資料館 第3集会室

論題①: 東三河の防災対策

報告者: 牧野幸雄

(東三河くらしと自治研究所副代表)

論題②: 研究テーマとしての、市民と野党の「共通政策」と共闘

報告者: 島田善規

(リニモねっと代表、環境学博士)

◆第46回東海自治体学校第2回実行委員会

日時: 1月23日(木) 18:30~

会場: イーブルなごや 1階 第4研修室

議題

①午前の記念講演のテーマ・講師について

②午後の分科会・講座の内容について

③午前の記念講演を中心とした学校案内チラシについて

④その他

◆第38回都市再生研究会

日時: 2月9日(日) 13:30~

会場: イーブルなごや 第7研修室

テーマ: 「白川郷観光の現状と課題」

報告者: 森田優己(桜花学園大学)

転職・退職等で

お届け先変更の場合はご連絡を

職場の異動、退職、転職などの時期が近づいてきました。引き続き「会員」「読者」として情報誌「住民と自治」の購読と当研究所を活用していただきますようお願いいたします。

<連絡先> 電話/FAX 052-916-2540

<メール> tjmken@f6.dion.ne.jp

第46回 東海自治体学校の案内

日時: 2020年5月17日(日)

会場は名城大学天白キャンパスを予定しています。

※前回のナゴヤドーム前キャンパスから天白キャンパスへと変更になります。

記念講演の講師決まる!

滋賀県野洲市長 山仲 善彰 氏

演題: 「くらしを支える自治体の役割…野洲市の取組から(仮)」

野洲市は、税等の滞納を生活困窮のシグナルとしてキャッチし、生活再建の総合的支援に結びつけるなど、市民生活の底支えを行う仕組みづくりとして、「債権管理条例」「くらし支えあい条例」を策定しています。山仲市長はHPで「選択と集中ではなく、市民に必要な基本的なサービスはきちっと提供することを基本」とすることを発信し、自治体が公的な責任を果たす直営の役割を重視した施策を展開しています。第46回東海自治体学校は野洲市のこうした画期的な取り組みを学べるチャンスです。ぜひご参加ください。